

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な
受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」決定に至る経緯

- 緊急地震速報評価・改善検討会 座長決定（平成 22 年 5 月 21 日）
 - ・緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会の開催について
- 第 1 回検討部会（平成 22 年 6 月 11 日）
 - ・緊急地震速報の受信端末や配信に係る課題の抽出・整理
 - ・「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(仮称)」の内容に関する検討
- 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」についてのご意見募集（平成 22 年 9 月 13 日）
 - ・平成 22 年 10 月 1 日（金）まで実施
- 第 2 回検討部会（平成 22 年 10 月 29 日）
 - ・「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」について
 - ・ガイドラインの実効性確保について
- 第 3 回 緊急地震速報評価・改善検討会（平成 22 年 11 月 12 日）
 - ・緊急地震速報の技術的改善について
 - ・「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」について
 - ・緊急地震速報の利用拡大に向けた取り組みについて
- 第 3 回検討部会（平成 23 年 3 月 2 日）
 - ・「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」について
 - ・今後の予定について
- 検討部会（平成 23 年 3 月 31 日）
 - ・「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」の検討部会承認と緊急地震速報評価・改善検討会への報告
 - ・検討部会閉会
- 緊急地震速報評価・改善検討会 持ち回り開催（平成 23 年 4 月 18 日）
 - ・「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」の承認
- 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の公開(平成 23 年 4 月 22 日)

緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会の開催について

開催の趣旨

平成21年12月1日に実施した緊急地震速報訓練において、福岡市交通局では訓練報を受けた受信端末が本物の地震の場合と同様に動作し、地下鉄が想定外に自動停止する事案が発生した。この訓練では、緊急地震速報の伝達や利用において、本物と訓練報を区別できない受信端末が利用されている、配信事業者において利用者ごとの配信・未配信の設定ができない等、受信端末や配信において必ずしも十分な機能を有していない、機能に見合った利用がなされていないなどの課題が明らかになっている。

これらの課題への対処として、緊急地震速報の利用目的にかなった端末機能及び配信能力について記した「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン（仮称）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、策定後は、事業者にはガイドラインに沿った端末の設計・製造や配信、利用者にもガイドラインに沿った緊急地震速報の端末等の導入や活用を求めることとした。

このガイドラインに関わる専門的な検討を行うために、緊急地震速報評価・改善検討会運営要綱 第6条の規定に基づき、標記部会を開催する。

なお、標記部会での検討結果については、緊急地震速報評価・改善検討会に報告する。

検討事項

緊急地震速報の受信端末や配信に係る課題の抽出・整理
ガイドラインの部会案の作成及び実効性確保の方策に関する検討

部会委員構成・日程

緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会 部会委員構成

	氏名	職名
部会長	中森 広道	日本大学文理学部社会学科 教授
部会委員	小豆澤 幸照	日本百貨店協会 常務理事
部会委員	加藤 芳夫	財団法人気象業務支援センター 配信事業部長
部会委員	上村 良澄	株式会社先端力学シミュレーション研究所 理事
部会委員	国崎 信江	危機管理アドバイザー
部会委員	鷹野 澄	東京大学 大学院情報学環 総合防災情報研究センター 教授
部会委員	宮下 直人 (第1回)	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 鉄道事業本部 安全企画部長
部会委員	西野 史尚 (第2、3回)	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 鉄道事業本部 安全企画部長

部会委員は50音順

ガイドライン策定に係る日程（案）

- 6月11日 第1回検討部会の開催
 - 受信端末や配信に係る課題の抽出・整理
 - ガイドライン(素案)の検討
- 7月頃 ガイドライン(案)に関しての一般からのご意見募集(1ヶ月程度)
- 9月頃 第2回検討部会の開催
 - ガイドラインの部会案の決定
 - 実効性確保の方策に関する検討
- 10月頃 緊急地震速報評価・改善検討会の開催
 - ガイドラインの決定

運営要綱

別紙のとおり

緊急地震速報評価・改善検討会 運営要綱

(目的)

第1条 緊急地震速報評価・改善検討会（以下、「本検討会」という。）は緊急地震速報を適切に提供・利活用するため、その運用の改善及び技術の改良ための方策等について検討し、気象庁に提言することを目的とする。

(任務)

第2条 本検討会は、次の事項について検討し、気象庁に提言するものとする。

- (1) 緊急地震速報の運用状況及びその内容の評価
- (2) 緊急地震速報の適切な利用等のための啓発・広報の方策
- (3) 緊急地震速報の発表基準、情報内容、提供方法等の運用改善方策
- (4) 緊急地震速報の発表に係る技術改良方策
- (5) その他緊急地震速報の運用にあたり必要な事項

(本検討会の構成)

第3条 本検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 本検討会に座長を置く。
- 3 座長は本検討会の会務を総理する。
- 4 座長は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 座長が出席できない場合は、委員の中から座長代理を地震火山部長が依頼する。

(会議の公開)

第4条 本検討会の会議並びに本検討会の資料及び議事録については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、本検討会に諮ったうえで会議並びに本検討会の資料及び議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

(技術部会)

第5条 緊急地震速報の処理手法等の技術的事項について専門的に検討するため技術部会を開催する。

- 2 技術部会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる部会委員で構成する。
- 3 技術部会に部会長を置き、技術部会委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 4 技術部会長は技術部会の会務を総理する。
- 5 技術部会の公開については、本要項第4条の規定を準用する。
- 6 技術部会長が出席できない場合は、技術部会長代理を技術部会委員の中から地震火山部長が依頼する。
- 7 技術部会は、技術部会における検討結果を本委員会に報告する。

(その他の部会)

第6条 その他の事項についても専門的な検討が必要となった場合には部会を開催するこ

とができる。

2 部会の運営は第5条第2項から第7項の規定を準用する。

(委員以外の者の発言の要請)

第7条 座長は、本検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者の発言を求めることができる。

(気象庁出席者)

第8条 本検討会に、地震火山部長、総務部企画課長、企画課防災企画調整官、民間事業振興課長、地震火山部管理課長、管理課地震情報企画官、管理課即時地震情報調整官、地震津波監視課長及び地震予知情報課長が出席する。

(事務局)

第9条 本検討会の事務局は、気象庁地震火山部管理課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの外、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長が本検討会に諮って定める。

附則

この要綱の施行期間は、平成21年2月16日から検討会の検討が終了するまでとする。